

受付番号	—	※市教委記入欄
e あいち整理番号		※市教委記入欄

送信先: 豊橋市文化財センター▲
 Fax : 0532-52-2961
 電話 : 0532-56-6060 住所 : 豊橋市松葉町三丁目 1

埋蔵文化財包蔵地照会票①

注意: 本票は埋蔵文化財包蔵地の該当の有無のみを確認するものです。実際の開発に際しては、別途届出をご提出ください。

照会日	令和	年	月	日	開発面積	m ²
照会地住所	豊橋市					
照会者	住所:					
	会社名:	TEL	-	-		
	担当者:	FAX	-	-		
照会の目的	<input type="checkbox"/> 物件調査 (評価・売買・工事計画等)		<input type="checkbox"/> 建築申請: 別途届出の提出が必要です			

太枠内をご記入いただき、
照会地の範囲を明示した地図を
添付してください。



注意事項

- 埋蔵文化財包蔵地の該当の有無は、『ちずみる豊橋』内の「まちづくり情報マップ」→「遺跡・文化財マップ」で確認できます。これにより、明らかに埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲外の場合は、下記の「該当しない場合」をご一読ください。また、遺跡状態が「滅失」と表示されている場合も、「該当しない場合」の手続きに準じます。
- 添付する地図は住宅地図や豊橋市都市計画基本図などをご利用ください。インターネットサイトの地図や航空写真、公図の場合、FAX では照会地が明確に把握できません。上記の記入例のように、必ず照会地を明確にお示しください。
- 本票は埋蔵文化財包蔵地への該当の有無のみを確認するものです。実際の開発に際しては、別途届出をご提出ください。
- 業務時間は平日の午前8時30分～午後5時15分です。業務時間外(土・日・祝日・年末年始等)や閉館間際にお問い合わせの場合、回答は翌開館日以降になります。

回答: 埋蔵文化財への該当の有無

回答日	令和	年	月	日	受付者
埋蔵文化財包蔵地に (該当します 該当しません)					
遺跡名称:					

重要: 今後の手続きについて

<input type="checkbox"/> 該当する場合 1	工事に着手する 60日前までに届出 が必要です(文化財保護法 93 条)。工事の内容によっては、事前に確認調査を行いますので、 時間に余裕を持って届出 をご提出ください。
<input type="checkbox"/> 該当する場合 2	【遺跡が滅失している・過去に発掘調査が行われた】ため、事前の届出は不要です。下記の「該当しない場合」をご一読ください。
<input type="checkbox"/> 該当しない場合	事前の届出は不要です。ただし、土木工事等によって新たに埋蔵文化財を発見した場合には、現状を変更することなく、すみやかに届け出る必要があります(文化財保護法 96 条)。

申し送り事項: